

第6章 高齢者保健福祉施策の総合的展開

1 いきいきと活動的に暮らすために

高齢者が、元気で活動的な生活が続けることができるよう、また、生きがいを持った充実した高齢期を過ごすことができるよう、地域の施設や資源を活用して、身近な地域での活動の場の確保や多様な活動を支援し、地域活動や就業、生涯学習・スポーツ活動など多様な場への高齢者の社会参加を促進します。

(1) 社会参加の促進

団塊の世代や高齢者に対応した市民活動を支援するため、地域活動の情報提供の充実を図るとともに、市内に点在している資源等を活用した社会参加の機会と場の提供に努めます。

① 地域活動の情報提供の充実

事業名	内容
地域活動の情報提供の充実	・団塊の世代や高齢者の地域活動への参加を促進するため、地域活動団体等に関する情報を提供します。

② 地域貢献活動・参加の支援

事業名	内容
地域貢献活動・地域参加の促進	・定年退職した団塊の世代や高齢者が知識や経験を生かして、地域で活躍できるよう、地域デビュー講座やNPO等地域活動体験セミナーを開催し、団塊の世代や高齢者の地域活動やNPO・ボランティア活動等に参加する機会の創出や活動の場を提供します。

(2) 高齢者の就業支援

生涯現役をめざす高齢者の高まる就労志向に対応するため、高齢者の豊富な知識と経験を生かして地域で働くことを支援します。

① シルバー人材センターへの支援

事業名	内容
シルバー人材センターの拡充支援	・団塊の世代の高齢期への移行や改正高年齢者雇用安定法の施行を踏まえ、高齢者が豊富な知識と経験を生かして積極的に地域で活躍できるように職域の開拓や、それに伴う短時間勤務や在宅勤務、就業形態の工夫など、シルバー人材センターが行う取り組みを支援します。

② 就業機会の拡大

事業名	内容
関係機関との連携による就業機会の拡大	・いきいきワーク府中やハローワーク等と連携し、高齢者の就業を支援します。

(3) 充実した暮らしへの支援

高齢者の知識や経験、意欲を生かした社会参加・地域貢献活動を支援するとともに、多様な価値観やライフスタイルに合わせた生きがいづくりを支援します。

① 老人クラブへの支援

事業名	内容
老人クラブへの支援	・高齢者が身近な地域でいきがい活動を行う場として、さらに、友愛訪問など支え合い活動の担い手としての老人クラブ活動を支援します。

② 自主グループへの支援

事業名	内容
自主グループへの支援	・高齢者と関わる自主グループの活動を支援し、高齢者が集い、ふれあうことのできる場所づくりや社会参加を促進します。

③ 生涯学習やスポーツ活動との連携

事業名	内容
生涯学習やスポーツ活動との連携	・充実した生活を送るための生涯学習講座や高齢者向けスポーツ教室の開催を通して、高齢者の社会参加や健康づくりを促進します。
介護予防サポーター	・介護予防の人材育成研修を終了した高齢者などに、介護予防サポーターとして認定し、介護予防サポーターが活動できる場を提供します。 ・介護予防推進センターが中心となり、介護予防コーディネーターと連携しながら介護予防サポーターの活動の支援をします。
生涯学習センタープールとの連携	・継続的に健康の保持・増進が図れるよう、生涯学習センターのプールの活用を促進します。

④ ふれあいの場の提供や連携

事業名	内容
ふれあいの場の提供	・高齢者の健康の保持・増進を図るため、地域事業者の協力を得て多世代のふれあい入浴、高齢者の集いの場としてのことぶき入浴事業を提供します。

⑤ ふれあい訪問活動の充実

事業名	内容
ふれあい訪問活動の充実	・敬老の日記念事業、長寿祝い金（祝い品）贈呈の機会を、地域の高齢者見守り活動およびふれあい訪問活動の場として活用します。

⑥ 各種福祉券のあり方の見直し

事業名	内容
各種福祉券あり方の見直し	・引き続きことぶき理髪券・ことぶき美容券等については、対象となる高齢者への対応や他事業との統合も検討しながら効果的な事業展開を図ります。

⑦ 保養機会の確保

事業名	内容
高齢者保養施設利用助成	・高齢者の余暇活動や交流を促進するため、保養施設利用助成を実施します。 ・対象となる高齢者の増加への対応や他事業との統合等も検討しながら、効果的な事業展開を図ります。

⑧ 外出機会の確保の支援

事業名	内容
コミュニティバスの運行による外出機会の確保	・交通不便地域等へのコミュニティバスの運行による、高齢者の外出機会の確保を支援します。

2 健康づくり・介護予防を進めるために

高齢者が生活習慣病や要支援・要介護の状態にならずに、元気で活動的な生活を続けることができるよう、これまで培われてきた地域の資源も生かしつつ、自ら行う健康づくり・介護予防を支援する取組を進めるとともに、健康づくりから介護予防まで一貫性のある事業として、すべての高齢者を対象に実施します。

また、高齢者が自ら健康づくりや介護予防に継続的に取り組むことができるよう、地域での自主的な活動を支援します。

(1) 健康づくりの推進

充実した人生を送るには、心身ともに健康な期間である「健康寿命」を延伸することが大切です。そのためには、日ごろから「自分の健康は自分で守り、つくる」という生涯を通じた市民一人ひとりの健康づくりの意識と実践が不可欠です。

また、こうした個人が主体的に行う健康増進の取組を、家庭、地域、職場、行政を含めた社会全体で支援していくことも重要です。

すべての高齢者が、心身や生活の状況に応じて健康づくりに自ら取り組む環境を整備するとともに、地域における自主的な活動や取組の継続を支援します。

① 健康増進活動への支援

事業名	内容
スポーツ健康増進活動	・生涯にわたってスポーツに親しめるよう、高齢者向け教室や事業を開催し、高齢者の健康づくりを支援します。 ・高齢者がスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を送れるよう、グループ・団体などにスポーツ指導員を派遣します。
自主的な健康づくりへの支援	・地域の中で、さまざまな分野において自主的に健康づくりを実践している団体や個人を、「元気いっぱいサポーター」として登録し、その活動の輪を広げます。

② 健康相談・啓発活動の実施

事業名	内 容
健康相談	・生活習慣病の予防等のために保健・福祉・医療が連携し、必要な指導と助言を行うとともに、心身の健康に関する個別相談を実施します。
健康教育	・医師・歯科医師・保健師・栄養士・歯科衛生士等による講話や、実践を含めた各種指導を行い、生活習慣病の予防やその他健康に関する正しい知識の普及・啓発を行います。
健康応援事業	・市民一人ひとりの健康に対する意識を高揚し、自主的に健康づくりを実践できるよう支援し、市民自らが健康応援団となって関係機関と協働して事業に取り組むことで、健康づくり活動の輪を地域に広げます。
栄養改善事業	・市民の生涯を通じた健康の保持・増進と食生活の改善を図るため、栄養講座の開催と栄養改善推進員を育成します。
歯科医療連携推進事業	・ねたきり等で歯の治療を受けたくても歯科医院に行くことができない高齢者などのために、歯科医師会と連携して訪問治療を行う「かかりつけ歯科医」を紹介します。

③ メタボリックシンドロームの予防と病気の早期発見

事業名	内 容
特定健診・ 特定保健指導	・40～74歳の府中市国民健康保険被保険者に対し、高血圧や糖尿病等の生活習慣病有病者及び予備群を抽出するための健診を実施します。 ・健診の結果、生活習慣病のリスクが一定程度高いと判定された高齢者に対し、面談や電話等によって保健指導を行います。
後期高齢者健診	・75歳以上（65歳以上で一定の障害のある方を含む）の高齢者の生活習慣病の予防や早期発見・早期治療につなげるため、健康診査を実施します。

(2) 介護予防の推進

介護予防の目的には、老年症候群対策としての転倒予防やうつ予防等といった心身の健康面に加え、外出や地域との交流といった社会参加活動の促進という面も含んでいます。また、非常に幅広い分野に及ぶため、高齢者にとって具体的に何をすれば良いのかがわかりにくいのが現状です。市民が早い時期から意識して介護予防に取り組めるよう、介護予防の普及・啓発を更に充実していきます。

要介護状態になることを予防するためには、要支援・要介護状態となる可能性が高いと考えられる二次予防事業対象者を把握し、自らが介護予防に積極的かつ継続的に取り組んでいくことが重要です。二次予防事業対象者が介護予防事業に円滑に取り組めるよう支援する体制づくりを進めます。

① 介護予防事業の推進

事業名	内容
介護予防事業のPR	- パンフレットやビデオ等により、介護予防事業の必要性や大切さのPRを行います。 - 介護予防コーディネーターの活動を通して介護予防に対する意識の高揚に努めるとともに、「ふちゅう体操」を普及し、介護予防に取り組むきっかけづくりとします。
介護予防サービスの提供	- 介護予防基本チェックリストの回収率を向上するとともに、介護予防コーディネーター等により集団及び個別にアプローチし、要支援・要介護になるおそれのある高齢者を把握し、身近な地域で介護予防サービスを提供します。 - 必要な高齢者には介護予防マネジメントを実施し評価を行います。
人材育成	- 地域で自主グループ支援など介護予防の活動を行う人材を育成する研修をします。 - 研修を終了した方が、活動できるように活動の場の提供や相談窓口を設置します。

② 介護予防の地域における展開

事業名	内容
高齢者福祉館	市内11か所にある文化センターの高齢者福祉館で、介護予防推進事業や地域デイサービスなどを実施し、高齢者の介護予防の拠点として活用します。
自主グループ支援	地域で介護予防に取り組む自主グループ同士が交流できる場や活動発表の機会を確保し、自主グループの活動の継続や新たな自主グループの立ち上げを支援します。

③ 介護予防事業の実施

事業名	内容
介護予防推進センター (いきいきプラザ) における介護予防事業	・介護予防健診の結果により各高齢者の状態に応じた介護予防プログラムを実施します。 ・介護予防に関する相談を実施します。 ・介護予防に関する人材（介護予防サポーター）を育成し、人材や地域資源等の情報を集約し地域の介護予防活動を支援します。 ・地域包括支援センター、介護予防コーディネーター等と連携し、介護予防事業を実施します。
介護予防 コーディネーター活動	・身近な地域包括支援センターで介護予防のPRや介護予防講座、相談を実施します。 ・社会資源の発掘や自主グループ活動の支援など介護予防の取り組みを支える地域のキーパーソンとして活動します。
地域デイサービス事業	・今後、事業の位置づけや対象者等について検討するとともに、効果的に「ほっとサロン」を開催し、生活のリズムを正しく習慣づけることで、地域の中で安心して自立生活が継続できるよう介護予防・生きがいづくりを支援します。
介護予防推進事業	・介護予防基本チェックリストの結果で介護予防が必要と認められた高齢者に対し、身近な地域で高齢者一人ひとりの状態に応じた介護予防プログラムを実施します。

3 地域で支え合う仕組みづくりを進めるために

地域のつながりが希薄になる中で、人と人との絆を大切にした地域の支えあいの輪を広げ、地域で支え合う仕組みづくりを市民との協働により推進し、支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して高齢期を過ごすことのできる地域づくりを進めます。

また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯等の安否を確認し、緊急時に迅速に対応できるよう、見守り体制の充実に取り組むとともに、災害時における「災害時要援護者」に対する支援体制の確立に努めます。

(1) 高齢者を地域で支える仕組みづくり

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加する中、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の高齢者が、地域で安心して暮らし続けるためには、民生委員・児童委員をはじめ、地域住民や自治会・町会、老人クラブ、NPO・ボランティア団体などの協力が必要です。従来から行われている高齢者見守りネットワーク事業を充実し、支え合いの地域づくりを進めます。

また、見守りネットワークの活動を通じて、高齢者虐待の早期発見や予防などに取り組むとともに、地域で安心して暮らし続けるため、住民相互の見守りや手助けが行われるよう、支え合い活動を支援します。

① 見守りネットワークの推進

事業名	内容
見守りネットワークの推進	・見守りの必要な高齢者を支援するため、地域住民や自治会・町会、民生委員・児童委員、老人クラブ、地域包括支援センター、商店会などに加えて、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体など、広く福祉関係団体とも連携を図り、見守りネットワークによる地域連携を強化します。 ・府中市高齢者見守りネットワークを活用して支援の必要な高齢者を地域で見守り、保護し、連絡する体制を充実します。 ・“向こう三軒両隣”と言われる近所の人たちが、隣近所のよしみから近所のように少し気を配ることにより、何かあったときにためらわずに地域包括支援センターに連絡を入れられるよう、日頃から地域のつながりを深める取り組みを自治会・町会に求めます。

② 多様な地域資源の発掘・育成

事業名	内容
多様な地域資源の発掘・育成	・地域で事業展開している企業や趣味サークルなどの市民団体の高齢者福祉における社会貢献活動への参加を呼びかけるなど、多様な地域資源の発掘・育成を図ります。 ・介護予防の活動を市民が支える「介護予防サポーター」、認知症を理解して認知症の高齢者を支援する認知症サポーター「ささえ隊」、市民が成年後見人として活動する「市民後見人」の養成など、市が実施する各種事業を通して人材を発掘し、養成します。

(2) 災害や防犯に対する支援体制の充実

災害時に要援護者への支援を的確に行えるよう、自治会・町会が中心となり、民生委員・児童委員などと連携して、「災害時要援護者名簿」の登録者の災害時の安否確認や避難誘導の方法・支援体制を整備します。

また、災害時においても継続的に福祉サービスが提供できるよう、サービス提供事業者における事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を促進するとともに、一次避難所での生活が困難な高齢者等のために、二次避難所の整備やバリアフリー化、医療機関との連携を進めます。

また、高齢者が地域で安心して生活を送れるよう、引き続き消費者被害に対する未然防止の意識啓発に努めます。

① 災害時要援護者支援

事業名	内容
災害時要援護者支援体制の整備	・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障害をお持ちの方等、災害時に支援の必要な高齢者を把握するため、「災害時要援護者名簿」への登録・更新を促進し、災害時に活用できるように整備します。 ・平常時から要援護者と接している地域包括支援センター、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、福祉サービス提供事業者等の福祉関係者や医療機関とも連携を図り、「災害時要援護者名簿」の登録者一人ひとりの安否確認・避難誘導の方法や支援体制を整備します。
サービス提供事業者への事業継続計画（ＢＣＰ）策定の促進	・被災した要援護者に対し、居宅・避難所・仮設住宅などにおいて、福祉サービスに関する情報を提供しながら、福祉サービスの継続的な提供や福祉施設が早期に再開できるよう、事業者連絡会等の場を活用して、サービス提供事業者における事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を促進します。

② 社会福祉施設等との災害時の連携

事業名	内容
社会福祉施設等との災害時の連携	・災害時において要援護者のための避難施設として、社会福祉施設等を利用できるよう防災協定を結び、要援護者が安心して避難生活を送れる環境を整備します。 ・災害時に市立小中学校などの一時避難所や文化センターなどの二次避難所での避難生活を送ることが困難な災害時要援護者を受け入れる、避難所の整備やバリアフリー化を推進します。

③ 消費者被害の対策

事業名	内容
消費者被害の対策	・消費生活相談室と地域包括支援センターや見守りネットワーク連絡会が情報を共有し、高齢者の悪質商法の被害防止、啓発に取り組みます。

コラム 東日本大震災の概要

平成23年3月11日に東北の太平洋沿岸で、国内の観測史上最大のマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、宮城県栗原市で震度7を観測したほか、太平洋沿岸の各地で大津波が観測されました。地震と津波によって岩手県や宮城県、福島県の沿岸部は壊滅的な被害を受けました。

4月11日現在における警察庁の発表資料によると、被害が大きかった岩手、宮城、福島の3県で収容された死亡者で年齢が判明している人のうち65%が60歳以上の高齢者と報道されています。

4 安心して暮らし続けるために

介護が必要になっても、サービスを切れ目なく、継続して受けられるよう、生活支援サービスと介護保険サービスの提供を充実するとともに、経管栄養や酸素療法などの医療的ケアが必要になった場合でも、在宅で安心して生活が続けられるよう、医療と介護の連携を進めます。また、認知症高齢者とその介護者への支援を図るため、認知症サポーターの養成や家族介護者の集いの実施、医療機関等による早期発見・早期対応の体制づくり、認知症サポート医の配置を進めます。

多様化する高齢者の住まいに関するニーズに対応した住まい方の支援や住環境づくりを進めます。

(1) 生活支援サービスの充実

高齢者が地域で安心して暮らせられるよう、介護保険サービスを補完するサービスとして、生活支援サービスの充実を図ります。

① ひとり暮らし等への在宅支援サービス

事業名	内容
高齢者生活支援 生活援助員派遣	・在宅のひとり暮らし、または高齢者世帯の方の要介護状態への進行を防止するため、家事を中心とした生活支援ヘルパーを派遣し、自立を支援します。 ・今後、高齢者ホームヘルパー派遣事業との統合について検討します。
高齢者ホームヘルパー 派遣	・75歳以上の在宅のひとり暮らし、または高齢者世帯の方で低所得者の高齢者に、ヘルパーを派遣し電球の取り替え、話し相手、庭等の手入れ等の介護保険外のサービスを提供し、在宅生活を支援します。
訪問食事サービス	・在宅のひとり暮らしや高齢者のみ世帯で、食事の準備が困難な高齢者に、訪問して食事を届けることにより、在宅生活を支援します。
外出支援サービス 【再掲】	・デイサービス利用者との調整を行いながら、ひとり暮らし、または高齢者のみ世帯の方で、通院等の移動に家族の援助が望めない高齢者を対象に、通院等の送迎に車を手配し、在宅生活を支援します。

② 介護度が重い高齢者への在宅支援サービス

事業名	内容
自立支援ショートステイ	・介護者の不在や、身体的・精神的な状況等により養護が必要な高齢者を対象に、市内特別養護老人ホームなどでショートステイを実施し、健康管理や食事の提供を行います。
訪問理髪・入浴サービス	・訪問理髪サービスやデイサービスセンターでの入浴サービスなど、介護保険制度を補完したサービスを実施し、要介護者の衛生環境の維持向上に努めます。
高齢者車いす 福祉タクシー	・「要介護3」以上の在宅高齢者に車いすタクシー券を交付し、リフト付タクシーによる通院を援助します。 ・費用負担のあり方について検討し、効果的な事業展開を図ります。

(2) 介護保険事業の充実

介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護保険サービスを充実するとともに、さまざまな居宅サービスを利用しても在宅生活の困難な高齢者のために、特別養護老人ホームなど要介護高齢者の状態に対応した高齢者施設を計画的に整備します。

また、事業者からの相談を受け付け、随時指導・助言を行うとともに、利用者からの苦情や不適切なサービスの提供がみられた場合は、速やかに指導し改善を図ります。

さらに、保険料や利用料の軽減、保険料段階の多段階化など、低所得者に配慮した対策を継続するとともに、介護保険事業の円滑な運営を図るため、介護給付の適正化に取り組みます。

① 予防給付

事業名	内容
介護予防サービスの充実	・介護予防支援では自立に向けた支援を継続します。 ・介護予防通所系サービスでは、必要な高齢者に運動器の機能向上・低栄養予防・口腔機能向上プログラムを提供し、状態の維持・向上をめざします。

② 介護サービス相談体制の充実

事業名	内容
介護サービス相談体制の充実	・円滑なサービス提供のために、利用者及び事業者対象の相談・助言を行う体制を強化します。 ・東京都の介護保険審査会や国民健康保険団体連合会などとも連携して対応します。 ・サービス提供事業者と利用者間の調整を図り、相談や要望に対応する介護相談員の体制を推進します。

③ 低所得者への配慮

事業名	内容
介護保険サービス利用料等の軽減	・低所得者対策としての負担軽減を引き続き実施します。 ・社会福祉法人の軽減制度を継続します。
介護保険料の減免	・低所得者対策として継続して実施します。
保険料多段階制の導入	・応能負担に基づく多段階制を維持するとともに、今後は、高齢者等の負担感に配慮しながら、保険料の基準額と各所得階層に合わせた保険料段階の設定を検討します。

④ 給付の適正化

事業名	内容
給付の適正化	・保険者として介護保険の円滑かつ安定的な運営を図るため、介護サービスを必要とする人（受給者）を適切に認定した上で、受給者が真に必要なとするサービスを、事業者が適正にサービスを提供するよう指導・助言します。

⑤ サービス提供事業者等の連携とその支援

事業名	内容
サービス提供事業者等の連携とその支援	・円滑なサービスの提供が行われ、利用者が安心してサービスを受けることができるよう、事業者の自主的な運営組織である居宅介護支援事業者連絡会等との連携を強化するとともに、その活動を支援します。

⑥ 介護保険特別給付の検討

事業名	内容
介護保険特別給付の検討	・在宅介護を支援するため実施している日常生活用品（おむつ）の助成や、日常生活用具の貸与・給付、寝具乾燥サービスについて、給付状況を見ながら引き続き介護保険特別給付としての取り組みを検討します。

⑦ 訪問・通所系サービスの充実

事業名	内容
訪問・通所系サービスの充実	・高齢者が住みなれた地域で生活を続けていくため、多様かつ柔軟なサービスを受けることができるよう、地域密着型サービスをはじめ、訪問・通所サービス等の充実に努めます。 ・夜間対応型訪問介護に加えて、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設に伴い、今後、夜間における介護ニーズの顕在化に努めます。

⑧ 介護基盤整備の推進

事業名	内容
居住系サービスの基盤整備充実	・介護専用型特定施設（有料老人ホーム）の適切な整備を推進します。 ・混合型特定施設（有料老人ホーム）の整備は広域的観点から必要性を検討します。 ・サービス付高齢者住宅を適切に誘導します。
施設サービスの基盤整備充実	・老々介護が増加する中で、施設ニーズに應えるため、柔軟かつ多様な手法により施設整備を推進します。 ・特別養護老人ホームの整備は、可能な側面支援を検討します。 ・老人保健施設の整備は広域的観点から必要性を検討します。 ・公設の特別養護老人ホームのあり方について検討します。
地域密着型サービスの基盤整備充実	・認知症高齢者を対象とした通所介護サービスの充実に努めます。 ・認知症高齢者グループホームの整備を促進します。 ・施設への「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じた「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供する小規模多機能型居宅介護の充実に努めます。 ・入所定員29人以下の特別養護老人ホームの整備を推進します。 ・新たに創設された24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスを提供する事業者を適切に誘導します。

(3) サービスの質の確保・向上

今後、ますます増加する介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを安定的に供給するため、介護従事者の専門性を確立し広く社会的な評価の向上を図るとともに、職場への定着を促進するなど、働く環境を整備します。

また、多様な人材（地域住民や離職者・求職者、潜在的有資格者等）を生かした介護従事者の量的拡大と介護職場の正しい理解を促す的確な情報提供を進めます。

サービスの質の確保・向上を図るため、サービス提供事業者における取り組みを支援します。

① 福祉人材の育成・確保

事業名	内容
専門者研修の実施	・ケアマネジャー等を対象に、専門的な研修を行います。
働く環境の改善	・介護労働現場の労働負荷の軽減やキャリアアップ、メンタルヘルス対策、福利厚生など、小規模な事業者では十分な対応が取れない部分への支援を検討します。 ・従事者・経営者等への研修、認知症ケア等専門的知識や技術の向上を目的とした研修を実施し、人材の育成や定着促進を図ります。
多様な人材の確保	・地域住民や離職者・求職者など、新たな福祉人材の確保に努めます。 ・介護の日（11月11日）の周知や、学生向けの進路選択資料の作成など、介護職場情報の的確な提供を通じた介護の仕事のイメージアップを図ります。 ・小・中学生への高齢者福祉教育や介護体験の機会などを検討します。

② 事業者への支援

事業名	内容
サービス提供事業者の各種研修事業への支援	・サービス提供事業者の効率的な運営の確保と研さんを促進するため、保健福祉人材育成センターで行う研修事業を定期的で開催します。 ・サービス提供事業者が質の向上をめざし、自主的に行う研修・連携等の活動に対して助言・支援します。
ケアマネジャーへの情報提供	・居宅介護支援事業者連絡会との連携を強化するとともに、ケアマネジャーへの情報をきめ細かく提供し、生活支援サービスを組み入れたケアプランの作成や、必要に応じて在宅療養支援診療所との連携のもとで在宅医療の利用を促進するなど、利用者の希望を的確にケアプランに反映できるようにします。 ・ケアマネジャーの能力向上に向けた研修を支援します。
介護保険ケアプラン指導の実施	・介護支援専門員の全体の質の向上とケアプランに基づいた、介護サービスの質的向上と適切な実施を図るため、ケアプラン指導研修を充実します。 ・包括的・継続的マネジメント支援を推進するため、ネットワークを構築します。

（４）医療的ケアが必要な高齢者等への支援

経管栄養や酸素療法など医療的ケアが必要になった場合でも、在宅で安心して生活が続けられるよう、要介護高齢者や家族等を支援するとともに、医療と介護の連携を強化します。

① 在宅サービス等の提供

事業名	内容
在宅医療の促進	・ 24時間往診する在宅療養支援診療所など、在宅医療を実施している医療機関の情報を提供し、在宅医療の利用を促進します。
かかりつけ医等の普及	・ 本人の身体特性や生活習慣・家庭環境をよく理解した上で、治療や健康に関する指導を行えるよう、関係団体と連携しながら、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及を促進します。

② 在宅療養体制の充実

事業名	内容
在宅療養についての相談体制の充実	・ 高齢者の在宅医療と介護に関わるさまざまな相談に対応します。 ・ 東京都で設置支援を予定している「在宅療養支援窓口」について研究します
保健・医療・福祉関係機関のネットワーク構築	・ 住み慣れた地域において、医療と介護の必要な在宅高齢者を支えるため、ケアマネジャー等介護従事者と、かかりつけ医を中心とした在宅医療を担う医療関係者間の「顔の見える関係づくり」を推進します。 ・ 地域包括支援センターが中心となって、地域の医療機関等と協力しながら、高齢者の地域での生活を支え、生活の質を高めるための連携や協働に向けて、保健・医療・福祉関係者への働きかけを行い、ネットワークの構築を検討します。
高齢者医療 ショートステイの充実	・ 医療的ケアを必要とする方で、介護老人福祉施設や介護老人保健施設でのショートステイが利用できない高齢者が、在宅で介護を受けることが一時的に困難になった場合に、市内の医療機関に短期入院し、在宅療養高齢者及びその家族に対するセーフティネットを確保します。

③ 慢性期・終末期の医療連携の取組

事業名	内 容
病院と地域との連携強化	・病院と地域の関係機関との連携を強化するために、連携窓口の明確化やネットワークの構築に向けた連絡会の開催など、連携を円滑に行うための取組を進めます。
在宅療養に関わる専門職のスキルアップ	・医療的ケアが必要な高齢者に対し、総合的・一体的なサービスを提供できるよう、地域で在宅療養を支援するケアマネジャーなどへの医療知識習得の機会を提供します。 ・在宅療養や在宅での終末期ケア・緩和ケアなどについて、地域で在宅療養を支援する医師や看護師、薬剤師、ケアマネジャーなどの専門職の理解を深める取組を進めます。

(5) 認知症ケアの推進

認知症になっても地域で安心して暮らせるよう、予防から早期発見、早期対応、ケア、家族支援までの一貫した取組を進めるとともに、認知症高齢者を見守り、支援する環境づくりなど、総合的な認知症対策の充実を図ります。

① 認知症ケアの普及啓発

事業名	内容
認知症ケア普及啓発	・認知症の正しい理解と認識を深め、認知症高齢者の介護について、普及・啓発事業を積極的に推進します。 ・身近な相談機関である地域包括支援センターの機能を充実し、認知症に関する研修を通じて職員の認知症相談への対応力を強化します。 ・かかりつけ医の認知症への対応力を強化するとともに、専門医との連携を推進する取組を行います。 ・認知症になっても、高齢者とその家族が可能な限り安心して地域で在宅生活を継続できるよう、認知症の早期発見・早期診断を実現し、地域で認知症の高齢者を支える医療体制を充実するため、東京都の認知症疾患医療センターとの連携を図ります。

② 生活環境の安定に向けた事業展開の研究

事業名	内容
生活環境の安定に向けた事業展開の研究	・認知症高齢者に対して、保健・福祉・医療の専門的観点から適切な評価を行い、家族に対して必要とされるサービスを継続的に提供できるよう、事業の一層の周知とケアマネジャーや地域包括支援センターへ効果的な事業活用を促進します。

③ 認知症高齢者を支えるまちづくり

事業名	内容
認知症高齢者を支えるまちづくり	・「府中市もの忘れ相談医」の周知に取り組み、地域包括支援センターと連携し認知症の早期発見・早期対応につなげます。 ・認知症の理解と認識を深めるための認知症サポーター「ささえ隊」を養成し、認知症高齢者世帯への支援体制を構築します。

(6) 介護者への支援の充実

利用者がその人にあった適切なサービスを利用できるよう、市の窓口や地域包括支援センターにおける相談体制を充実するとともに、介護技術の研修や介護者同士の交流を活発にするなどの家族介護者への支援を充実し、介護者の地域での孤立を防止することにより、介護者の心身の負担軽減を図ります。

① 相談支援体制の充実

事業名	内容
福祉の総合相談体制	・福祉に関する多様で複雑な相談、高齢者等の権利擁護などの相談を受け止め、具体的な対応につなげられるよう、市における総合相談体制を充実します。
地域での多様な相談体制の整備	・身近なところで福祉に関するさまざまな相談が受けられるよう、地域包括支援センターでの相談体制を充実します。 ・地域支援ネットワークを充実し、民生委員・児童委員やケアマネジャー、サービス提供事業者などと連携して地域での相談体制を強化します。

② 介護者教室、交流の充実

事業名	内容
家族介護者教室	・地域包括支援センターにおける認知症高齢者などの家族介護者教室や転倒予防講座を充実し、介護の知識や理解および技術の向上による介護者の介護負担の軽減を図ります。 ・定期的な連絡会を通して、地域包括支援センター間での介護技術の平準化に努めます。 ・介護者へのメンタル面のフォローをさらに充実します。
家族介護者の交流支援	・府中市社会福祉協議会が行っている介護者の悩みの相談、情報交換の場である家族介護者の集いを支援し、介護者の孤立防止に努めます。

③ 緊急時のショートステイの確保

事業名	内容
緊急時のショートステイの確保	・有料老人ホームなど既存の施設の活用を図りながら、介護者の急病など緊急時に利用できるショートステイ用ベッドを確保します。

(7) 高齢者の多様な住まい方への支援

高齢者一人ひとりが身体の状態や多様化する価値観、ニーズに対応した住まいの選択や改修などができるよう、高齢者に配慮した住まい・施設の普及を図るとともに、住宅のバリアフリー化や住み替えなどの支援を行います。

① 高齢者住宅の運営

事業名	内容
高齢者住宅の運営	・ 高齢者住宅の供給方法等の検討を行うとともに、国や東京都の居住支援制度を活用することなどにより、高齢者のための住宅確保に努めます。

② 公営住宅の高齢者入居枠拡大

事業名	内容
公営住宅の高齢者入居枠の確保	・ 公営住宅の入居希望者の増加に対応し、引き続き都営住宅における高齢者入居枠の確保を東京都へ要請します。 ・ 市営住宅の募集に際しては、優遇抽選等の方法により高齢者が入居しやすくなるよう配慮します。

③ 住環境の改善支援

事業名	内容
住環境の改善支援	・ 地域包括支援センターの住宅改修の相談・指導や家具転倒防止器具の取付けなどの制度を継続して実施し、自宅での住環境の改善を支援するとともに、バリアフリー住宅の普及・啓発に努めます。 ・ 早めの住み替えや適切なサービスを受けるための住み替えなど、介護を受けながら住み続けられる多様な住まいの普及に取り組みます。また、身体の状態やニーズに対応した住まいが選択できるよう、高齢者の住まい・施設に関するさまざまな情報を市役所や地域包括支援センターなどで提供します。
サービス付き高齢者住宅の適切な誘導	・ 福祉施設だけではない選択肢として、また介護保険会計などへの影響を踏まえた上で、サービス付き高齢者住宅の適切な誘導を行っていきます。

5 利用者本位のサービスの実現のために

利用者本位のサービスを提供するため、利用者がそれぞれのニーズにあったサービスを選択できるよう、適切な情報提供に努めます。

また、認知症により判断能力が不十分な状態でも安心して在宅生活を継続できるよう、認知症高齢者本人に代わって財産管理や各種契約などを行う者を選任し本人を保護する成年後見制度や、成年後見制度を利用するまでの状態に至らない高齢者でも、その身体状態により、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理・書類等の預かりなどの援助を行う、地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）の周知・啓発と相談支援を拡充します。

さらに、高齢者に対する虐待の防止と、虐待されている高齢者を発見した場合の対応力向上などに努めるとともに、その養護者に対する相談や支援の充実を図ります。

（１）情報提供体制の充実

市民が介護保険制度や福祉サービスを正しく理解し、サービスの適切な選択・利用につながるよう、わかりやすい情報を提供します。その際、市の広報紙やホームページ、パンフレットなどさまざまな媒体を使って情報提供を行います。

① 情報の収集と提供体制の充実

事業名	内容
多様な媒体を使ったわかりやすい情報の提供	・府中市の広報やホームページの活用、高齢者に対する福祉サービスのパンフレットやガイドブックを発行するなどわかりやすい情報の提供に心がけ、制度やサービスの内容の周知に努めます。 ・高齢者にわかりやすい新しい情報提供手段の検討を行うなど、さまざまな媒体、方法による情報提供を進めます。 ・介護保険制度の理解を一層広げるため、説明会や相談会を継続して行います。

② 利用しやすいサービス情報の提供

事業名	内容
福祉サービス第三者評価制度の普及・促進	・評価機関がサービス提供事業者のサービス内容などを評価し公表する福祉サービス第三者評価制度の受審を奨励し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に目安となるよう情報を提供します。

(2) 地域支援体制の推進

地域の高齢者の生活全般をととして、切れ目なく包括的にサービスが行き届くよう、地域支援体制を推進し地域のネットワークの充実を図ります。

そのために、地域包括支援センターが地域のネットワークの核となるよう、民生委員や自治会・町会と連携し、日常の生活に近いところから状況を捉え、早期の福祉対応につなげていきます。また、介護予防コーディネーターの活動により、健康づくりや介護予防を地域で早期に取り組むことで、より効果が高まるよう進めます。

① 社会活動団体との連携を推進

事業名	内容
民生委員・児童委員や自治会・町会と連携した地域づくり	・地域包括支援センターが民生委員・児童委員や自治会・町会の活動と連携して、行政では行き届かない日常生活に近いところに目を向けた地域づくりを進めます。

② 介護予防コーディネーターの地域活動の充実

事業名	内容
介護予防コーディネーターの地域活動	・地域包括支援センターの介護予防コーディネーターによる健康づくりや介護予防の活動を通して、介護予防の対象をより早い段階で捉え、健康寿命の延伸を図ります。

(3) 地域包括支援センターの充実

認知症などにより判断能力が低下した場合でも、高齢者の主体性や尊厳を守り、住み慣れた地域での生活継続を支援するため、地域包括支援センターにおける権利擁護相談の充実を図るとともに、成年後見制度や権利擁護事業について、広く市民や事業者などに普及啓発し、市民や関係機関との協働により円滑な利用を促進します。

また、高齢者に対する虐待を未然に防止し、高齢者が尊厳を持って生活が続けられよう、地域包括支援センターが、地域住民や関係機関と連携しながら、高齢者虐待の予防、早期発見、見守りによる適切かつ迅速な介入を行うための支援体制を整備するとともに、養護者に対する相談や支援の充実を図ります。

また、高齢者のニーズや状態の変化に応じたさまざまなサービスを提供できるよう、地域包括支援センターの機能を充実するとともに、地域包括支援センターを中心とした保健・医療・福祉の関係機関や団体などのネットワークの構築を図ります。

① 相談援助体制の充実

事業名	内容
地域包括支援センターにおける権利擁護相談	・地域包括支援センターにおいて、市や府中市社会福祉協議会「権利擁護センターふちゅう」と連携しながら、権利擁護の視点で相談に対応し、適切な情報提供や支援を行うなど、地域で暮らす高齢者等にとって身近な相談窓口の充実を図ります。

② 権利擁護事業の充実

事業名	内容
権利擁護事業の充実	・福祉サービスの適切な利用を支援したり、認知症高齢者等判断能力が不十分な高齢者に対しての地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）及び成年後見制度の利用支援や助言を行う福祉サービス利用援助事業や府中市権利擁護センター事業を充実します。

③ 高齢者虐待防止と養護者支援

事業名	内容
高齢者虐待防止と養護者支援	・地域包括支援センターの虐待相談窓口の周知に努め、市民や事業者等が虐待について相談しやすい環境を整えることで、早期発見を図るとともに、警察など関係機関との調整・連携による対応を図ります。 ・虐待を発見した時には、被虐待者の安全を確保すると同時に、養護者の負担軽減の相談、指導、助言を行ないます。

④ 地域包括支援センターの充実

事業名	内 容
地域包括支援センターの機能の充実	・ 地域包括支援センターを中心とした高齢者にわかりやすい相談支援体制の充実を図るとともに、高齢者や家族が適切なサービスを選択・利用するための情報提供の充実に取り組みます。 ・ 医療的ケアの必要な高齢者や認知症高齢者への支援など、地域における高齢者の生活を支えるため、地域包括支援センターが中心となって、地域の医療機関と協力しながら、高齢者の地域での生活を支え、生活の質を高めるための連携や協働に向けて、保健・医療・福祉関係者への働きかけを行い、ネットワークを構築します。 ・ 地域包括支援センターの地域ネットワーク構築やケアマネジャーへの支援・助言機能等について継続的な支援を進めます。また、地域包括支援センター間の現状・課題の共有化を図るほか、解決に向けて協力しあう関係づくりや連携強化等の体制づくりを行い、質の向上に向けた取組を強化します。
担当地区ケア会議	・ 支援困難事例の問題を解決するため、地域包括支援センター職員一人ひとりの問題解決力の向上に努めながら、担当地区内の高齢者の実態やニーズを把握し、保健・医療・福祉の連携により、要介護者への適切なサービス提供と介護予防、生活支援のケアシステムづくりを進めます。